

# 生活環境の調整について

## 研修のねらい

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、調整の結果を仮釈放等の審理に反映させるとともに、対象者の円滑な社会復帰を目指すものです。

生活環境の調整が十分に行われ、帰住環境が整っていれば、釈放後の保護観察は比較的スムーズに進みます。反対に、帰住環境に懸念材料が残っている状況で対象者が釈放された場合、改善更生や社会復帰が思うように進まなかったり保護観察実施上の問題が生じたりして、処遇困難となるケースが少なからず散見されます。

そこで、今回の研修では、あらためて生活環境の調整に関する基礎的な知識や調整を進める上でのポイントを再確認し、今後の調整に生かしていただくことを目的とします。

## 研修の進め方

- 1 研修のねらい ( 5分)
- 2 講義 ※適宜休憩 (75分)
  - (1) 生活環境の調整とは
  - (2) 生活環境の調整の流れ
  - (3) 調整を進める上でのポイント
  - (4) 対応に苦慮しがちな事例
- 3 質疑応答 (10分)

高知保護観察所

## 1 生活環境の調整とは

対象者（刑事施設又は少年院に収容されている者）の社会復帰を円滑にするため、次の事項について、釈放後の生活環境の調整を行うこととされています。

- (1) 釈放後の住居（帰住予定地）を確保すること。
- (2) 引受人を確保すること。
- (3) 対象者の釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の家族や関係人にも理解と協力を求めること。
- (4) 釈放後の就業先又は通学先を確保すること。
- (5) 対象者の改善更生を妨げるおそれのある生活環境について、釈放後に対象者が影響を受けないようにすること。
- (6) 釈放後、公共の衛生福祉に関する機関等から必要な保護を受けることができるようにすること。
- (7) その他、対象者が健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むために必要な事項

生活環境の調整は、地方更生保護委員会が対象者の仮釈放を許可するか否かを判断する上で大変重要な意味がありますが、仮釈放を許可するために実施するものではありません。

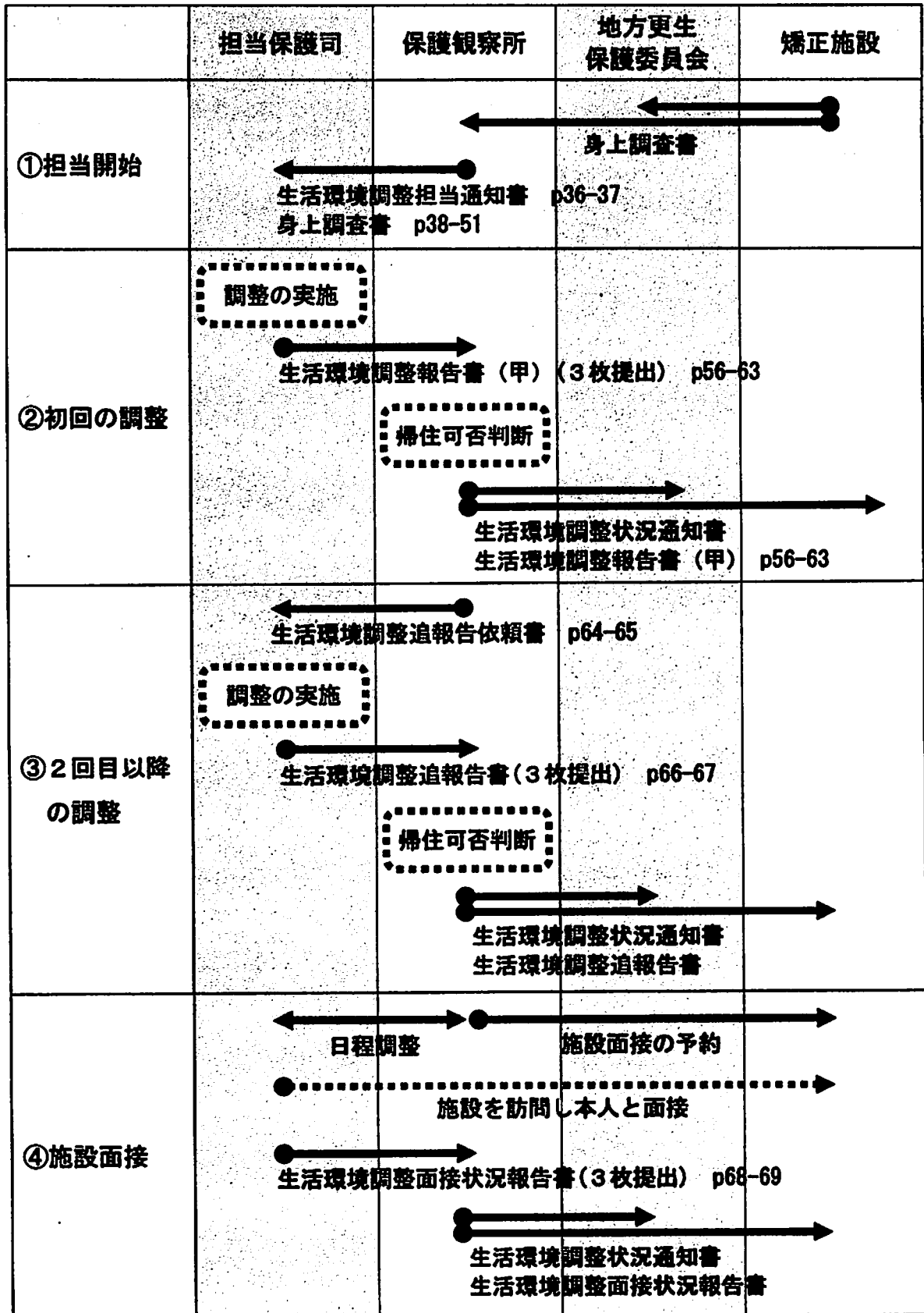
対象者が満期釈放となった場合でも、あらかじめ、釈放後の帰住予定地や引受人が確保できていることは、対象者の再犯を防止する上で大きな意味があります。

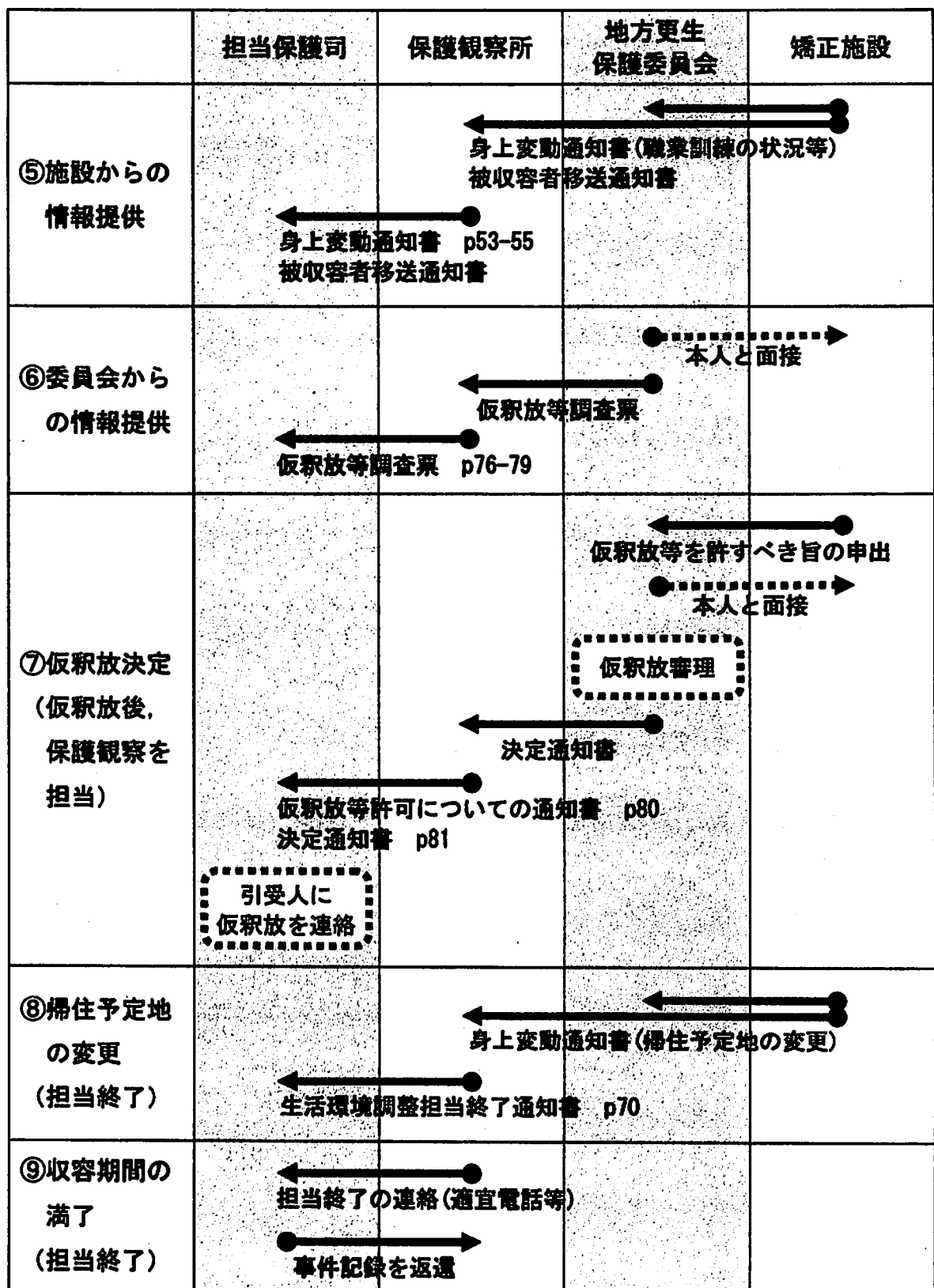
### 更生保護施設と自立準備ホーム

矯正施設からの釈放後に帰るべき住居がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、円滑な社会復帰を手助けする民間の施設です。

高知県では、高知市に更生保護施設高坂寮（男性専用・定員18名）があるほか、天理教教会やダルクなど数カ所の施設が自立準備ホームに登録されており、主に女性対象者の受け入れ先となっています。

## 2 生活環境の調整の流れ





※ p は、『平成30年度版 保護司のてびき 保護観察・生活環境の調整の進めかた』の該当ページを表しています。

### 3 調整を進める上でのポイント

#### ①担当開始

- ア 生活環境調整担当通知書 (p36-37)
  
- イ 身上調査書 (p38-51)

#### ②初回の調整

- ア 引受人との接触方法について
  
- イ 秘密保持について
  
- ウ 生活環境調整報告書 (甲) (p56-63)

#### ③2回目以降の調整

- ア 生活環境調整追報告依頼書 (p64-65)
  
- イ 生活環境調整追報告書 (p66-67)

#### 生活環境の調整の実施頻度

○少年院在院者は、おおむね3か月ごと。

○受刑者は、おおむね6か月ごと。

ただし、刑期3年以上及び無期刑受刑者は、「法定期間の末日」を経過するまでの間は、おおむね1年ごと。）

#### ④施設面接

- ア 施設面接の効果
- イ 生活環境調整面接状況報告書 (p68-69)
- ウ 通信

#### ⑤⑥施設及び委員会からの情報提供

- ア 身上変動通知書 (p52-55)
- イ 被収容者移送通知書
- ウ 仮釈放等調査票 (p76-79)

#### ⑦仮釈放決定

- ア 仮釈放等許可についての通知書 (p80)
- イ 決定通知書 (p81)
- ウ 引受人への連絡, 出迎えの調整, 高知保護観察所への呼出しの日

#### ⑧帰住予定地の変更

#### ⑨収容期間の満了

#### 4 対応に苦慮しがちな事例

- (1) 引受人と接触できない。
  
- (2) 帰住予定地と引受人の住所が異なる。
  
- (3) 引受人以外の同居家族が、本人の引受けに反対している。
  
- (4) 引受人以外の同居家族に、本人の受刑を知らせていない。
  
- (5) 引受人が生活保護を受けている。

##### 特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な受刑者及び少年院在院者のうち、帰るべき住居がない人について、高知県地域生活定着支援センター（厚生労働省の事業として都道府県に設定）や矯正施設と連携して、釈放後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。

担当保護司の指名は行われません。

## 5 質疑応答

### 刑の一部の執行猶予

裁判所が、刑期3年以下の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について1～5年間、執行を猶予することができる制度。

実刑部分について仮釈放を認めることが可能となっています。

(例) 懲役3年、うち1年につき3年間執行猶予（保護観察付き）

